

3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、引き続き会員である場合に限り、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

第5章 会 議

(会議の種類)

第 15 条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2. 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第 16 条 総会は、代議員をもって構成する。ただし、代議員は組1名とする。

2. 役員会は、町会長、副町会長、会計、部長、班長及び部員をもって構成する。

(権 能)

第 17 条 総会は、次の事項を議決する。

- ・ 事業計画及び収支予算に関すること。
- ・ 事業報告及び収支決算に関すること。
- ・ 規約の改廃に関すること。
- ・ 役員を選出に関すること。
- ・ その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2. 役員会は、次の事項を議決する。

- ・ 総会の議決した事項の執行に関すること。
- ・ 総会に付議すべき事項に関すること。
- ・ その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3. 第1項の定める事項につき、緊急を要するものについては、町会長が役員会で議決のうえ執行し、これを次の総会において報告しなければならない。

(通常総会)

第 18 条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第 19 条 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第 20 条 役員会は、町会長が必要と認めるとき、又は役員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第 21 条 総会及び役員会は町会長が招集する。

2. 町会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 町会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から7日以内に役員会を招集しなければならない。